

滋賀労働

Mother Lake

滋賀県労働広報紙

630号 2014

滋賀県各地でメーデーが開催されました



連合滋賀と一般社団法人滋賀県労働者福祉協議会は、第85回滋賀県労働者統一メーデーを4月26日に県内4ヶ所で開催し、計5,300人が参加しました。

中央集会は竜王町総合運動公園ドラゴンハットで開催され、1,900人が参加しました。式典では、『東日本大震災を決して風化させないよう、全国の仲間と連携した取り組みを継続していく』『労働者保護ルールの改悪に反対し、働く人に十分報いる社会を経営に求め、格差のない社会の実現に全力をつくすため、労働組合の社会的意義を積極的にアピールし、仲間を増やしていく取り組みが必要』『平和の構築に向けて、力をつくし行動していく』『2015年4月の核兵器不

拡散条約(NPT)再検討会議を契機に、核兵器のない世界を実現しよう!』『国際労働組合総連合(ITUC)や諸外国の労働組合と連帯し、自由と世界の恒久平和、すべての人のディーセント・ワーク実現のために、格差を是正し、貧困の撲滅をめざす』『「STOP THE 格差社会!暮らしの底上げ実現」をめざし、志を同じくする仲間との連携で、「働くことを軸とする安心社会」を実現する』などのメーデー宣言を採択し、『あなたのため わたしのため みんなのため「力合わせよう!心つなげよう!」』をスローガンとして確認しました。また、労働者保護ルールの改悪に断固反対する特別決議も採択されました。

また、滋賀県労連等を中心とする県民メーデー実行委員会は、第85回滋賀県民メーデーを5月1日に県内10ヶ所で開催し、計1,159人が参加しました。中央集会は大津市の膳所城跡公園で開催され、350人が参加しました。今年のメーデースローガンを「働くものの団結で生活と権利を守り、平和と民主主義、中立の日本をめざそう」とし、「すべての労働者の大幅賃上げ。最賃は全国一律1000円以上に!」派遣法など労働法制改悪反対。ディーセントワークの実現!「消費税増税・TPP参加反対」などをメインスローガンに掲げ、参加者に団結を呼びかけました。その後、メーデー宣言で「日々の仕事・暮らしに大きな負担がのしかかっている時だからこそたたかいを強め、くらしと雇用を守り、憲法がいきる安全・安心社会の実現を目指す」ことなどが確認されました。参加者らは集会の後、大津パルコ前までデモ行進を行い「失業と貧困を根絶しよう」「すべての労働者の賃上げを勝ち取ろう」「労働者派遣の自由化反対」「安心して働ける社会を実現しよう」などを訴えました。



目次

- 表紙 メーデーが開催されました
- P2 「雇用推進労使会議チャレンジ」開催報告
「女性のキャリアアップ支援セミナー」の御案内
「企業子育て応援隊事業」について
- P3 改正男女雇用均等法施行規則等説明会の御案内
第三次産業での安全担当者の配置について
- P4 おうみの名工、おうみ若者マイスターの推薦受付について
- P5 在職者向けセミナーの御案内
滋賀県地域ジョブ・カードセンターからのお知らせ
- P6 「男性の育児休業取得奨励金」について
「業務改善助成金」について
- P7 中小企業人材育成支援事業について
障害者雇用事例の御紹介
- P8 「若者応援企業宣言」事業について
- P9 優秀勤労障害者表彰の推薦について
「障害者ワークフェアしが」の御案内
障害者雇用事例紹介コーナー
- P10 労働委員会だより
- P11 平成25年賃金構造基本統計調査結果
再就職・就業支援講習会受講生募集
- P12 労働保険の年度更新のお知らせ
労働相談所の御案内

7月1日～7日は全国安全週間です

「みんなでつなぎ たか いしき たっせい さいがい 高まる意識 達成しようゼロ災害」

それぞれの職場で労働災害防止の重要性を認識し、安全活動の着実な実行を図りましょう!

第9回「雇用推進行労使会議チャレンジしが」が開催されました



滋賀県、滋賀労働局、連合滋賀、一般社団法人滋賀経済産業協会の4者で構成する「雇用推進行労使会議チャレンジしが」の第9回トップ会議が3月28日に県公館で開催されました。今回の会議では、平成23年10月に策定した「チャレンジしが滋賀県雇用推進プラン」の進捗状況を確認するとともに、平成26年度は重点的な施策として「安心して働ける職場環境の整備」に取り組むことが合意されました。その後、平成25年度の重点施策である「障害者がいきいきと働ける環境整備」について、意見交換が行われ、相互に協力・連携していくことが確認されました。

共同して取り組む7つの柱

1. 若年者の自立に向けた就労支援
2. 障害者がいきいきと働ける環境整備
3. 高齢者に対する適切な就業機会の確保
4. 新規成長産業の創出による雇用の場の確保
5. 多様なニーズに応じた人材育成、労働者の自発的能力開発の推進
6. 男女の均等な雇用就業機会と待遇の確保
7. 子育てをしながら働ける職場環境の整備



「女性のキャリアアップ支援セミナー」を開催します。企業で働く女性の皆様、是非ご参加ください。

企業で働いている女性を対象に、リーダーに向けての資質向上・意欲の高揚を目的に3会場でセミナーを開催します。

第1回目 平成26年10月21日(火)、22日(水) コラボしが21(大津市)

第2回目 平成26年11月20日(木)、21日(金) 文化産業交流会館(米原市)

第3回目 平成27年1月15日(木)、16日(金) 県立男女共同参画センター(近江八幡市)

※ 各回とも時間はいずれも9:30~16:00

応募対象者: 企業で働いている女性で事業主推薦のある人。または企業で働いている県内在住女性で受講を希望する人。

募集締切 : 平成26年9月26日(金)必着

♣ セミナーのプログラム、参加申込要領等詳細は6月中旬に県HPでご案内を予定しております。

<http://www.pref.shiga.lg.jp/f/rosei/wlb/index.html>

【主催】 滋賀県 **【共催】** 滋賀県商工会議所連合会 **【後援】** 滋賀労働局・(一社)滋賀経済産業協会

【申込・問合せ先】 滋賀県 商工観光労働部 労働雇用政策課

〒520-8577 大津市京町4丁目1番1号 (TEL)077-528-3751 (FAX)077-528-4873



仕事と子育てを両立できる職場づくりに向けて 専門家があなたの職場へアドバイスに伺います

県では仕事と育児を両立できる職場環境づくりのため、制度の案内と活用を促すことを目的に今年度「企業子育て応援隊事業」として、社会保険労務士の方による企業訪問を実施します。

「どんな制度があるんだろう?」「どのように利用すればいいのかな?」と興味を持ってくださった事業所ご担当の方は是非下記までお問い合わせください。

【問合せ先】 滋賀県社会保険労務士会 (TEL)077-526-3760 まで

「間接差別」の対象範囲が
拡大されます。

職場におけるセクハラ対策に
ついての指針が改正されます。

改正男女雇用機会均等法 施行規則等説明会を開催します

「コース等別雇用管理」の
指針が新たに適用されます。

ポジティブ・アクションに対する
助成金が創設されました。

平成26年7月1日より、改正男女雇用機会均等法の施行規則や、法に係る指針等が改正されます。その内容と具体的対応、及びポジティブ・アクションに係る助成金制度の概要について、企業の人事労務担当者向けの説明会を下記により開催します。多数ご参加ください。

日時	会場	定員
平成26年6月17日(火) 【説明会】13:30～15:00 【個別相談会】15:00～15:30 (予定)	ピアザ淡海 大会議室 (大津市におの浜1-1-20) ※ご来場の際は公共交通機関をご 利用ください。	200名
内 容 ・改正男女雇用機会均等法施行規則等の内容等について ・ポジティブ・アクションに係る助成金制度について ・個別相談コーナー		

【お問い合わせ・お申込み先】 滋賀労働局雇用均等室 TEL:077-523-1190

※申し込み締め切り 平成26年6月13日(金)

(定員に達した場合はその時点で締め切りますので、ご了承ください。また、申込みが多い場合は、午前・午後の開催となることがあります。)

第3次産業で安全担当者の配置が求められています！

本年3月に厚生労働省がガイドライン^(※)を策定し、従業員10人以上の事業場は、法令で選任の義務のない第3次産業でも、安全推進者の配置が求められるようになりました。

第3次産業だけで、腰痛などの業務上疾病を含め、休業4日以上にも及ぶ労働災害が県内で年間500件以上、全国で5万件以上にも上っています。滋賀労働局では、特に、小売業などの商業、社会福祉施設、飲食店などの接客娯楽業などに対して、簡易で取り組みやすい危険箇所の「見える化」、19年ぶりに改正された腰痛予防対策指針に基づく対策、経営の合理化にもつながる4S(5S)活動などの安全対策を呼びかけています。

(※)「労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドライン」(平成26年3月28日付け基発0328第6号)

詳しくは、**滋賀労働局 労働基準部 健康安全課**へお問い合わせください。

☎ 077-522-6650

平成26年度 滋賀県技能者表彰(おうみの名工) おうみ若者マイスター ~推薦の受付について~

滋賀県では、優れた技能により、産業の発展や後進の育成指導に功績のあった方を「おうみの名工」として表彰しています。また、若い技能者の技能研さんの意欲向上や技能尊重の気運が醸成されることを目的として「おうみ若者マイスター認定事業」を実施し、35歳未満の優秀な技能者を「おうみ若者マイスター」として認定しています。

平成26年度につきましても引き続き「おうみの名工」の表彰と「おうみ若者マイスター」の認定事業を以下のスケジュールで実施する予定をしておりますので、県内の企業・事業所、市町、団体に表彰・認定基準に該当する方がおられましたら、是非ともご推薦いただきますようお願いいたします。

【推薦受付・お問い合わせ先】 滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 ☎ 077-528-3755

★平成26年度予定

	6月	7月	8月	9月	10月	11月
おうみの名工	—	候補者の推薦受付			審査	表彰式
おうみ若者マイスター	候補者の推薦受付				審査	認定式

★主な表彰・認定基準(平成25年度)

<p>※おうみの名工表彰基準</p>	<p>①県内に就業している者</p> <p>②全県を通じて優秀な技能を有し、後進の指導に努力し技能水準の向上に寄与した者</p> <p>③「滋賀県技能者表彰要綱」別表に定める職業部門、職業分類及び職種の従事者(現役)</p> <p>④就業を通じて労働者の福祉の増進および産業の発展に寄与した者</p> <p>⑤他の技能者の模範と認められる者等</p>
<p>※おうみ若者マイスター認定基準</p>	<p>①県内に居住または勤務している者</p> <p>②4月1日時点で35歳未満であり、対象職種に従事している者</p> <p>③技能検定1級または単一等級以上の級に合格した者</p> <p>④技能五輪・技能グランプリ全国大会において入賞経験がある者、それと同等以上の技能を有することが客観的に認められる者等</p>

※平成26年度の表彰および認定の基準等の詳細については、要綱などでご確認下さい。

ろうきんは、はたらく人の夢と共感を創造する共同組織の福祉金融機関です。 [広告]



すべての勤労者の笑顔のために

近畿ろうきん

http://www.rokin.or.jp

お客様センター ☎0120-191-968

別曜～全曜9:00～18:00(土曜・日曜・祝日、12月31日～1月3日は除く)

<p>大津支店 ☎077-524-5356 大津市におの浜 4-5-9</p> <p>彦根支店 ☎0749-22-2862 彦根市大東町 4-28 彦根勤労福祉会館内</p> <p>草津支店 ☎077-562-5791 草津市南草津 3-7-1</p> <p>八日市支店 ☎0748-23-2371 東近江市八日市東本町 17-8-22</p>	<p>長浜出張所 ☎0749-63-9111 長浜市高田町 5-21</p> <p>水口出張所 ☎0748-62-6131 甲賀市水口町東東坂 277</p> <p>守山出張所 ☎077-583-4400 守山市播磨田町 3076-2</p> <p>近江八幡ローンセンター ☎0748-37-5910 近江八幡市鷹飼町南 4-4-5 アクティ近江八幡 2F</p>
--	--

在職者訓練（技能向上セミナー）のご案内

県および(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構では、在職者の方々の技能向上を目的に、在職者訓練(技能向上セミナー)を開催しています。企業研修、自己啓発等にご活用ください。

◆県が開催するコース

- 機械系(普通旋盤加工技術、フライス盤加工技術、機械CADなど)
- 溶接系(アーク溶接特別教育、TIG溶接の基礎、産業用ロボット特別教育など)
- 電気系(第二種電気工事士受験準備、電気主任技術者のための知識など)
- 建築系(JW-CAD、建築測量、早描き建築室内パースなど)
- 制御系(有接点リレーシーケンス制御、PLC制御、油圧・空気圧制御など)

◆(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構が開催するコース

- 機械関係(実践機械製図、製品設計技術(三次元)、製造技術者の油圧技術、製造技術者の空気圧技術、精密測定技術、生産現場で使う品質管理技法、製造現場における工程管理技法と改善、エレクトロハイドロ技術、切削加工検証(旋削編)、旋盤高精度加工技術、熱処理と表面硬化技術など)
- 電気・電子関係(実践電子回路計測技術、有接点シーケンス制御、実践的PLC制御技術、電気系保全実践技術、マイコン制御システム開発技術など)

※コースの詳細(開催日・内容・受講料等)、申込み方法等については、下記にお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

	滋賀県		(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構	
施設	高等技術専門学校米原校舎 (テクノカレッジ米原)	高等技術専門学校草津校舎 (テクノカレッジ草津)	滋賀職業能力開発促進センター (ポリテクセンター滋賀)	滋賀職業能力開発短期大学校 (ポリテクカレッジ滋賀)
所在地	米原市岩脇 411-1	草津市青地町 1093	大津市光が丘町 3-13	近江八幡市古川町 1414
T E L	0749-52-5300	077-564-3297	077-537-1191	0748-31-2252
F A X	0749-52-5396	077-565-1867	077-537-1299	0748-31-2255
H P	http://www.pref.shiga.lg.jp/f/kogisen/index.html#seminar		http://www3.jeed.or.jp/shiga/poly/zaishoku/index.html	

滋賀県地域ジョブ・カードセンターからのお知らせ

「ジョブ・カード普及サポーター企業の募集」および 「ジョブ・カードを活用した有期実習型訓練」について

1. ジョブ・カード普及サポーター企業の募集

滋賀県地域ジョブ・カードセンターでは、ジョブ・カードの広範な普及のためジョブ・カードを採用面接等で活用していただく企業を募集しています。

優秀な人材の確保・育成のため、また企業イメージのさらなる向上のために是非ともジョブ・カード普及サポーター企業としてご登録いただき、併せて下記2の採用に係る助成金制度をご活用ください。

2. ジョブ・カードを活用した有期実習型訓練の支援

有期実習型訓練を実施した場合、費用の一部がキャリアアップ助成金(人材育成コース)の対象になります。また、訓練受講者を訓練終了後に正規雇用労働者へ転換した場合に、キャリアアップ助成金(正規雇用等転換コース)の対象になります。

ジョブ・カードセンターでは、同助成金に係る訓練実施計画の作成についてお手伝いします。また、ハローワーク以外の方法により訓練生を募集する場合などについては、ジョブ・カードセンターのキャリア・コンサルタントがキャリア・コンサルティングを行います。

※キャリアアップ助成金(人材育成コース)

・Off-JTの賃金 1人1時間800円、経費最大30万円 OJTの実施助成 1人1時間700円

※キャリアアップ助成金(正規雇用等転換コース)

有期契約労働者から正規雇用労働者へ転換した場合 1人当たり50万円

詳しくは、滋賀労働局にお問い合わせください。

ジョブ・カード制度、ジョブ・カード普及サポーター企業の登録、キャリアアップ助成金(人材育成コース)等に関するお問合せ、ご相談は、下記まで

滋賀県地域ジョブ・カードセンター(滋賀県商工会議所連合会) TEL:077-521-4711

滋賀県地域ジョブ・カードサポートセンター(長浜商工会議所) TEL:0749-64-3001

滋賀県男性の育児休業取得奨励金のご案内

滋賀県では、企業における男性従業員の育児休業取得を促進するとともに、男性の育児休業の取得に向けた気運の醸成を図るため、男性労働者が1週間以上育児休業を取得した企業に対して奨励金を支給しています。
要件に該当する事業主の方は、お問い合わせください。

(要件)

1. 支給対象事業主は、次のすべてに該当する事業主とします。

- (1) 県内に事業所を有すること。
- (2) 常時雇用する従業員の数が300人以下であること。
- (3) 滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業の登録をしていること。
- (4) 過去に男性労働者の育児休業取得実績がなく、平成23年4月1日以降に男性労働者が初めて育児休業の取得をする事業所であること。
- (5) 労働協約または就業規則の中に育児休業に関する規定を設けていること。
- (6) 育児・介護休業法の規定を遵守していること。

2. 対象となる育児休業取得者は、次のすべてに該当する男性労働者とします。

- (1) 県内の事業所に勤務していること。
- (2) 平成23年4月1日以降、その養育する子が1歳2ヶ月に達するまでの間に、育児休業を5日(勤務を要しない日を除く)以上含む1週間以上連続した休業・休日等を取得し、かつ当該休業終了後に原職に復帰していること。

(支給金額)

奨励金の額は、1事業主あたり**200,000円**です。

(平成23年4月1日以降において、1事業主につき1回限りです。)

お問い合わせ先

〒520-8577 大津市京町四丁目1-1
滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局 企画・家庭福祉チーム
電話 (077) 528-3561 / FAX (077) 528-4854
電子メール em00@pref.shiga.lg.jp
ホームページ <http://www.pref.shiga.lg.jp/e/kodomokatei/ikumensyorei.html>

業務改善助成金のご案内 中小企業主のみなさんへ

支給要件

①賃金引上計画

事業所内で最も低い時間給(800円未満、滋賀県最低賃金以上に限る。)を、40円以上引上げる計画を作成し、実施すること。

②業務改善計画

業務改善(賃金制度の整備、就業規則の作成・改正、労働能率の増進に資する設備・機器の導入、研修など)についての計画を作成し、実施すること。

支給額

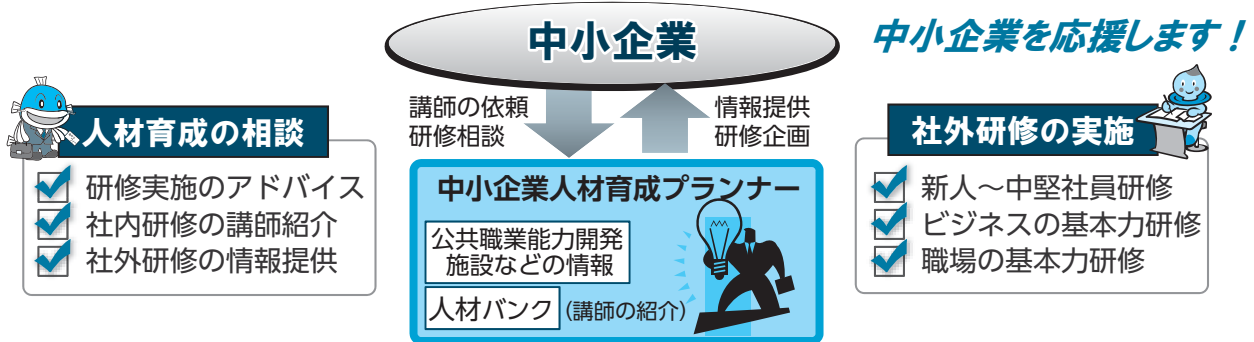
上記業務改善経費の2分の1(小規模事業者^(※)は、4分の3。)、上限100万円。

※ 企業規模30人以下の事業場となります。詳細は、下記にお問い合わせください。

滋賀労働局労働基準部賃金室 ☎077(522)6654

中小企業の事業活動を担う人材育成のために

『中小企業人材育成プランナー』が人材育成に関する相談や企業ニーズに合った研修などを実施しています。



【平成26年度の研修予定】 <<新入社員から中堅まで広く支援>> <<基本の力を強化>> <<受講は無料>>

研修テーマ	開催地	受講対象	定員	時期		ねらい	内容
				募集	研修日		
第1回 職場の基本力(1)	湖南地域	若手～中堅	25	7月～8月	9月10日	職場で仕事を任せてもらえるたくましい社員を目指し、自己管理、対人関係、業務遂行のスキルを強化	自己管理スキル (社会人の心構え、プロ意識) 対人関係スキル (コミュニケーション力、報連相) 業務遂行スキル (自らの仕事の質向上、PDCA、問題解決力) 今後の目標
第2回 職場の基本力(2)	甲賀地域			8月～9月	10月15日		
第3回 ビジネスの基本力(1)	東近江地域	新入社員	25	9月～10月	11月	職場の期待に応える人材を目指し、ビジネスマナーやコミュニケーション力など、基本のスキルを習得	入社後の振り返り ビジネスマナー (敬語、電話対応、名刺マナー) コミュニケーション力など、基本のスキルを習得 今後の目標
第4回 ビジネスの基本力(2)	湖北地域	入社数年	25	12月～1月	2月		

お問い合わせ先

滋賀県立高等技術専門学校 草津校舎 (テクノカレッジ草津)
中小企業人材育成プランナー安田 (TEL: 077-564-3296)

滋賀高齢・障害者雇用支援センターからのご案内

いますぐアクセスしませんか “障害者雇用事例リファレンスサービス”

障害者の募集・採用、雇用継続又は職場復帰に当たって直面する課題の解決方法の具体的事例や障害者雇用納付金制度に基づく助成金の活用によって障害者雇用が進められた事例を収集しインターネットで紹介しています。

<http://www.ref.jeed.or.jp/>

レッツ try!!

あなたの事業所も全国へ情報発信しませんか



お問合せ先

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
滋賀高齢・障害者雇用支援センター

担当 澤 Tel 077-526-8841

若者の採用・育成に積極的な中小・中堅企業の皆さま 「若者応援企業宣言」をしませんか？

「若者応援企業宣言」事業とは・・・

一定の労務管理体制が整備されており、若者のための求人を提出し、若者(35歳未満)の採用・育成に積極的であり、通常の求人情報よりも詳細な企業情報・採用情報を積極的に公表する中小・中堅企業を「若者応援企業」として、積極的にPR等を行う事業です。



「若者応援企業宣言」をすると、どんなメリットがあるの？

1	若者の職場定着が期待できます	ハローワークに提出される通常の求人情報に比べて、より詳細な企業情報・採用情報を公表できますので、御社の職場環境・雰囲気・業務内容がイメージしやすくなり、より適した人材の応募が見込まれ、採用後の職場定着が期待できます。
2	御社の魅力をアピールできます	都道府県労働局のホームページで、就職関連情報も含めたPRシートを公表しますので、御社の魅力を広くアピールできます。
3	就職面接会などへの参加機会が増えます	就職面接会などの開催について積極的にご案内しますので、若年求職者と接する機会が増え、より適した人材の採用が期待できます。
4	「若者応援企業」を名乗ることができます	「若者応援企業」の名称を使用し、若者の育成・採用に積極的であることを対外的にアピールすることができます。 ^(※1)

(※1)ただし、使用期間は求人の提出日から原則、その事業年度末までです。継続して「若者応援企業」の名称を使用する場合は、改めて求人を提出し、宣言基準の確認を受けてください。

どんな企業が「若者応援企業宣言」できるの？

次の1から7の基準(宣言基準)をすべて満たす中小・中堅企業であれば、宣言できます。

1	学卒求人など、若者対象のいわゆる正社員求人 ^(※2) をハローワークに提出すること
2	「若者応援企業宣言」の事業目的に賛同していること
3	次の就職関連情報を開示していること <ul style="list-style-type: none"> 社内教育、キャリアアップ制度等 過去3年度分の新卒者の採用実績及び定着状況 過去3年度分の新卒者以外の正規雇用労働者(35歳未満)の採用実績と定着状況 前年度の有給休暇および育児休業の実績 前年度の所定外労働時間(月平均)の実績
4	労働関係法令違反を行っていないこと
5	事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと
6	新規学卒者の採用内定取消を行っていないこと
7	助成金の不支給措置を受けていないこと

(※2)正社員とは、雇用期間の定めがなく、所定労働時間が通常の労働者と同程度の社員をいいます。派遣求人(特定労働者派遣求人は除く)や請負求人は、本事業の趣旨・目的に沿わないため対象外となります。

詳しくは、滋賀労働局(職業安定部)、ハローワークへお問い合わせください。

滋賀労働局(職業安定部) 電話 077-526-8609

住まいのことなら何でもご相談ください

広告



滋賀県勤労者住宅生活協同組合は、
安心と信頼が違います。
おかげ様で46周年を迎えることができました。

1. 分譲地の開発
2. 分譲地の販売
3. 建物のプランから建築まで
4. 不動産の仲介
5. リフォーム&サポート

滋賀県知事(12)第631号



滋賀県勤労者住宅生活協同組合

TEL.077-524-2800

滋賀県大津市打出浜2番1号 コラボしが21 6階 <http://www.shiga-jutaku.jp/> 定休日/火・水・祝

優秀勤労障害者の表彰に該当する方をご推薦ください！

推薦期日
H26.6.27

滋賀県および(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構は毎年度、障害者雇用の重要性を理解し、雇用の促進と職業の安定に積極的に貢献している**事業所、団体**および長年にわたり勤続し職業人として業績を挙げている**個人**の努力を讃えるため表彰を行っています。

事業所に表彰条件を満たす方がおられましたら、推薦をお願いします。

詳細は県のホームページをご覧ください。

(<http://www.pref.shiga.lg.jp/f/rosei/shougaisakoyou/tijihyousyou.html>)

1. 優秀勤労障害者の表彰条件

滋賀県知事表彰…7年以上同一事業所に勤務し、業績を認められた者等
または7年未満でも特に優秀と認められた者等

機構理事長努力賞表彰…3年以上同一事業所に勤務し、模範的な職業人として業績を挙げ、同僚等から敬愛されている者等



2. お問い合わせ先

滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課

担当者:山本、浅田 TEL:077-528-3759(推薦書提出先)

(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 滋賀高齢・障害者雇用支援センター

担当者:澤、丹羽 TEL:077-526-8841

「障害者ワークフェアしが」を開催します！

参加費無料

滋賀県、労働局、機構では県内企業や県民の方に障害者雇用に関心を持っていただく機会として「障害者ワークフェアしが」を毎年度実施しています。今年度は表彰式(障害者雇用の促進に貢献した事業所等)と障害者雇用シンポジウムを行います。シンポジウムの基調講演では20年以上前から精神障害者の雇用に熱心に取り組まれているアクテック(株)代表取締役の芦田庄司氏を招き、精神障害者の雇用について具体例を交えながら語っていただきます。皆様の積極的なご参加をお待ちしております。

◎日時:平成26年9月10日(水)13:00～

◎場所:ピアザ淡海3階大会議室(大津市におの浜1-1-20)

障害者雇用事例紹介コーナー (その1)

電気硝子ユニバーサポート(株)は、日本電気硝子(株)の特例子会社として“障害者の雇用と定着”を積極的に進めてきており、『障害を障害とせず、個々の持てる能力を活かすことで、やりがいと働くことの喜びを感じることができる職場づくり』に全員で取り組んでおり、日本電気硝子の各事業場で環境保全業務や構内清掃、緑化業務、売店や旅行・保険業務等、警備業務等々、福利厚生関係を中心に幅広い業務を行っています。平成26年4月現在の従業員数は195名その内障害者が67名です。

その中のお一人が視覚障害を乗り越え長年、環境管理設備の維持管理に従事されてきた神山さんです。触覚・聴覚などの感覚を研ぎ澄まし、毎日の検査や実験を行いながら、設備の改善や費用と労力の削減に大きな成果をあげてこられました。また、清掃や緑化作業において、知的障害者を指導しながら率先して作業を行うことで問題点を洗い出し、改善案を提出するなど、働きやすい環境づくりに日々努力されています。これらの業績が認められ平成25年度の優秀勤労障害者知事表彰を受賞されました。

上司の深尾大津事業所所長は「神山さんは年齢を感じさせない行動力と心のもった体当たりの指導で、同僚からも信頼されています。これからも良きリーダーとして、更なる活躍を期待しています。」とコメントされています。

(滋賀県労働雇用政策課就業支援室)



神山氏 左から2人目

*特例子会社制度:障害者の雇用に特別な配慮をし、一定の要件を満たす場合に、特例としてその子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなし、実雇用率を算定できる制度

みんなが安心して働き、暮らせる地域づくりを目指して

働く意欲と能力のある障害者にチャンスを一

労働委員会
だより

労使間のトラブルで お困りではありませんか？

労働委員会とは？

労働委員会は、当事者間では解決が困難になってしまった労働組合または労働者個人と使用者との紛争を中立・公正な立場で解決し、健全な労使関係を形成するためのお手伝いをする専門的な機関です。

労働委員会の紛争解決制度

■不当労働行為の審査

（労働組合と使用者との紛争）

使用者が労働組合法で禁止されている不当労働行為を行ったと思われるとき、労働組合または組合員は救済を申し立てることができます。

たとえば・・・

- ・ 組合活動を理由に不利益な取扱いを受けた
- ・ 団体交渉を申し入れたが応じてもらえない
- ・ 組合結成や運営に対し嫌がらせを受けた

救済申立てがあると、審査を行い、不当労働行為があったと判断された場合、これは正すよう命令を発します。また、当事者に話し合いによる解決の意向がある場合は、和解を勧めます。

■労働争議のあっせん

（労働組合と使用者との紛争）

当事者間での話し合いによる自主的な解決が困難になった場合、労使双方の考えを聞き、歩み寄りを促すなど、解決を図るための援助を行います。

たとえば・・・

- ・ 賃金や一時金の交渉が解決しない
- ・ 休暇制度等の労働条件の変更で紛糾している
- ・ 人員整理、配置転換等で労使合意が得られない

■個別的労使紛争のあっせん

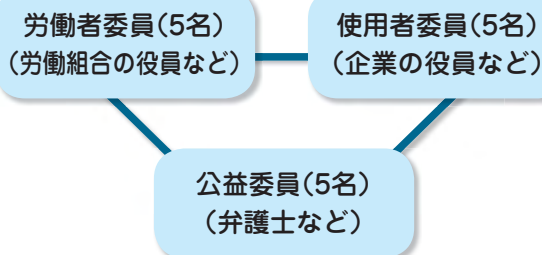
（労働者個人と使用者との紛争）

労働者個人と使用者との間で労働条件に関するトラブルの自主的な解決が困難になった場合、労使双方の考えを聞き、歩み寄りを促すなど、解決を図るための援助を行います。

たとえば・・・

- ・ 賃金を一方的にカットされた
- ・ 突然解雇を言い渡された
- ・ 配置転換（出向）を命じたが、拒否された

労働委員会の構成



労働委員会は、公益・労働者・使用者それぞれの立場を代表する3者の委員で構成されています。

※委員名簿は労働委員会ホームページに掲載しています。

労働委員会の活動状況

■最近3年間の取扱件数の推移

業務 \ 年	23	24	25
不当労働行為審査	15	6	3
あっせん（組合）	6	3	2
あっせん（個人）	4	3	3

★毎月第4金曜日は、委員による労働相談開催。

★労働委員会への相談や手続は無料です。
お気軽にご利用ください!!

滋賀県労働委員会事務局

〒520-8577

大津市京町四丁目1番1号（県庁東館5階）

TEL：077-528-4473

<http://www.pref.shiga.lg.jp/l/roi/>

平成25年賃金構造基本統計調査結果について

この調査は、主要産業に雇用される労働者についてその賃金の実態を明らかにするため、平成25年6月分の賃金等（賞与等特別給与額は平成24年1年間）について厚生労働省が調査したものです。調査の詳しい内容については、厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/>)をご覧ください。

※1～2は10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所についての集計結果です。

※本調査における賃金とは全て平均所定内給与額です。

※所定内給与額とは、6月分として支給された現金給与額(きまって支給する現金給与額)のうち、超過労働給与額(①時間外勤務手当、②深夜勤務手当、③休日出勤手当、④宿日直手当、⑤交代手当として支給される給与をいう。)を差し引いた額で、所得税等を控除する前の額をいいます。

1. 全国と滋賀県の一般労働者の産業別賃金

(単位：千円)

	男 性							女 性						
	産業計	建設業	製造業	運輸業 郵便業	卸売業 小売業	医療 福祉	サービス業 (他に分類され ないもの)	産業計	建設業	製造業	運輸業 郵便業	卸売業 小売業	医療 福祉	サービス業 (他に分類され ないもの)
全 国	326.0	330.0	315.0	265.5	326.7	347.2	268.5	232.6	227.6	204.1	203.1	218.1	245.5	203.5
滋 賀	324.4	338.4	327.1	275.5	307.8	345.0	267.2	229.2	205.8	219.1	188.9	211.1	245.5	211.5

注：産業計は日本標準産業分類に基づく16大産業の計です。(以下同じ)

2. 全国と滋賀県の短時間労働者の産業別1時間当たり賃金

(単位：円)

	男 性						女 性					
	産業計	製造業	運輸業 郵便業	卸売業 小売業	宿泊業 飲食サービス業	サービス業 (他に分類され ないもの)	産業計	製造業	卸売業 小売業	宿泊業 飲食サービス業	医療 福祉	サービス業 (他に分類され ないもの)
全 国	1,095	1,198	1,128	1,000	921	1,078	1,007	904	941	899	1,249	965
滋 賀	1,084	1,221	1,077	971	906	957	1,001	938	966	885	1,168	933



再就職・就業支援講習会

シニアワークプログラム事業
【厚生労働省委託事業】

講習名	講習期間	講習日数	面接・講習会場	締切(必着)	面接日
介護職員初任者研修	7/1～11/13	32日間	龍谷大学(大津) ※面接日当日に本人確認が出来る物をご持参ください	6/20	6/24
介護職員初任者研修	7/22～11/13	29日間	びわこ学院大学(東近江) ※面接日当日に本人確認が出来る物をご持参ください	7/10	7/14
フォークリフト	7/25～8/1	6日間	クレフィール湖東(東近江) ※普通自動車運転免許必要	7/4	7/8
介護スキルアップ講習	8/4～8/21	8日間	びわこ学院大学(東近江) ※ヘルパー2級(初任者研修課程修了)資格取得者	7/18	7/23
旅館・ホテルスタッフ	8/25～9/8	11日間	びわ湖花街道・琵琶湖グランドホテル・クサツエストピアホテル・連合会事務所会議室(大津・草津) ※面接は連合会事務所会議室	8/5	8/7
公的事務補助9月開催	9/9～9/24	各10日間	連合会事務所会議室(大津)	8/20	8/22
公的事務補助12月開催	12/1～12/12				
ふるさと産品	9/29～10/10	10日間	連合会事務所会議室(大津) ※面接はプエルタ大津	9/11	9/16
遺跡発掘	10/2～10/28	10日間	埋蔵文化財センター(大津) ※面接はプエルタ大津	9/17	9/19
ガイドヘルパー	10/2～11/13	10日間	連合会事務所会議室(大津)	9/19	9/25
警備	11/17～11/26	7日間	連合会事務所会議室(大津) ※面接はプエルタ大津	10/27	10/29

●受講料は無料。交通費・昼食代は自己負担。介護職員初任者研修受講者は健康診断料が必要な場合があります。

●対象は55歳以上の県内在住者でハローワークにて求職登録をしている再就職希望者

●ハローワークでの求職登録が必要。まだの方は求職登録後にお申込みください。

●定員は各20名。ただし介護職員初任者研修は各40名。

●お申込みはお近くのハローワーク・各市町シルバー人材センターにある申込用紙(または連合会ホームページよりダウンロード)に必要事項を記入しFAX又は郵送にてお申込みください。

●申込後、受講者選考面接会にて受講者を決定致しますので面接日に会場へお越しください。

実技講習を
受けています!!



★★★★講習申込・お問合せなどについては下記にご連絡ください★★★★

公益社団法人滋賀県シルバー人材センター連合会

〒520-0054 大津市逢坂1丁目1-1ホテルテトラ大津3階

TEL:077(525)4128 FAX:077(527)9490 ホームページ <http://www.sjc.ne.jp/shigapref>

滋賀労働局からのお知らせ

平成26年度労働保険年度更新手続は
6月1日(日)～7月10日(木)までお願いします。

○労働保険(労災保険・雇用保険)の年度更新手続は、平成25年度の確定保険料と平成26年度の概算保険料・一般拠出金(石綿健康被害救済法)を、自主的に申告・納付していただく大変重要な手続です。

最寄りの金融機関(銀行・郵便局)、労働基準監督署、ハローワーク(申告のみ)、社会保険・労働保険徴収事務センター(年金事務所内)(申告のみ)、又は、滋賀労働局労働保険徴収室において早めにお済ませください。

(注)公共職業安定所、社会保険・労働保険徴収事務センターでは、労働保険料等の納付はできません。

口座振替の事業場は、金融機関に提出することができませんので、滋賀労働局労働保険徴収室に郵送してください。

○労働保険年度更新申告書の受付・相談会を開催いたしますので、ご利用ください。

年度更新申告書の受付・相談会	実施日時	会場	所在地	電話番号
6月23日(月) 6月25日(水) 6月26日(木) 6月30日(月) 7月4日(金)	9:30-16:00	長浜商工会議所	長浜市高田町10-1	0749-62-2500
		草津商工会議所	草津市大路2-11-51	077-564-5201
		甲賀市商工会	甲賀市水口町水口5577-2	0748-62-1676
		高島市商工会(本所)	高島市安曇川町田中89	0740-32-1580
		守山商工会議所	守山市吉身3丁目11-43	077-582-2425
7月7日(月) 7月8日(火) 及び 7月9日(水)	9:30-16:00	長浜商工会議所	長浜市高田町10-1	0749-62-2500
		滋賀労働局労働保険徴収室	大津市御幸町6-6	077-522-6520
		大津労働基準監督署	大津市馬場3丁目14-17	077-522-6641
		彦根労働基準監督署	彦根市西今町58-3	0749-22-0654
7月10日(木)	9:00-16:00	東近江労働基準監督署	東近江市八日市緑町8-14	0748-22-0394
		滋賀労働局労働保険徴収室	大津市御幸町6-6	077-522-6520

お問い合わせ先 : 滋賀労働局労働保険徴収室 ☎ 077-522-6520

滋賀県労働相談所のご案内

労働に関する疑問・トラブルはありませんか?

「明日から来なくていい」と言われた。 残業手当を支払ってくれない。
有給休暇をとれない。 職場でケガをしてしまった。どんな給付が受けられる?
労働組合から団体交渉を求められている。どう対応すればいい?

労働者・事業主を問わず、専門の相談員が相談に応じます。

相談無料、秘密厳守ですので、お気軽にご利用ください。

面談(事前にご予約が必要です)・電話のいずれの相談もご利用になれます。

◇開設時間

月曜～金曜(平日) 10時～20時(12:30～13:30、15:00～15:15除く)

(祝日) 17時～20時

土曜・日曜 10時～16時(12:30～13:30除く)

◇電話番号

077-511-1402

0120-967164(フリーアクセスは、滋賀県内の固定電話(もしくは公衆電話)からのみ利用可能です)

相談員の勤務上の都合などで、一時的にご利用いただけない場合がありますので、ご容赦ください。

滋賀県労働相談所

〒520-0806

大津市打出浜2番1号 コラボしが21 6階

JR琵琶湖線「膳所」駅より徒歩15分、京阪電鉄「石場」駅より徒歩3分

「滋賀労働」へのご意見・ご感想はこちらまで

滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課

〒520-8577 大津市京町4-1-1

TEL: 077-528-3751 FAX: 077-528-4873

http://www.pref.shiga.lg.jp/

E-mail fe00@pref.shiga.lg.jp